**「30年4月改定」　伊勢鍼灸マッサージ師会規約**

**第一章 （名称）**

第１条　本会は伊勢鍼灸マッサージ師会と称する。

**第二章（事務所）**

第２条　本会の事務所は、会長宅とする。

**第三章　（構成）**

第３条　本会は伊勢市及び志摩市を区域として、本会で承認した伊勢市保健所の管理区域を単位とする会員を持って構成する。

**第四章　（目的及び事業）**

第４条　本会は鍼灸マッサージ等の進歩発展をもって、公衆の保健衛生に寄与し、鍼灸マッサージ師としての学技の向上と社会貢献を図る事を目的とする。

第５条　　本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 研修会等の学技の向上に関する事業。

2. の調査、研究、統計に関する事業。

3. 会員の経営の改善に関する事業。

4. 会員の福利厚生、相互援助に関する事業。

5. その他、地域社会に貢献する目的の為の公益事業。

**第五章**

第６条　本会に入会しようとする者は、住所、氏名、生年月日、免許証の種類、記載した所定の様式に依る入会申込書を会長に届出し、役員の承認を得なければならない。

又その後、記載事項に変更が生じた場合も所定の様式に依る書類を会長に届け出する。退会の場合も同様。

第７条　本会の会員は、（第三章　第３条）の規約に関わらず、会員の利便性等を考慮して居住する区域の地区から他の地区に所属する事ができる。但し、この場合、双方の地区の合意がなければならない。

第８条　本会の入会金及び年会費は、別に定める。

会員は会費を毎年６月３０日までに納入しなければならない。

第９条　本会の会員は、次の項に該当する者は、本会在籍の資格を喪失する。

1. 任意に退会した者

2. 会員が死亡したとき

3. 正当な理由なくして会費を規約に定める期日内に納入しないとき。

第１０条　本会の規約に定める事項に対して重大な違法行為のあった者に対し、理事会を経て除名することができる。

第１１条　本会を退会した者（本会在籍資格を喪失した者）はの会費（入会金、及び負担金）の返還を受け取る事が出来ない。

**第六章　（役員）**

第１２条　本会は次の役員を置く。

会　長　１名　　副会長　１名　　会計　１名

監　事　２名以内　理事　若干名

第１３条　役員は次の通り選出し，その任期は２ケ年とする。

但し、再選は妨げない。役員に欠員が生じた時は、次点者を繰り上げ前任者の残存任期期間とする。

1.会長、副会長、会計、監事は総会に於いて会員より選出する

2.理事は会長が指名する。

第１４条　会長は、本会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。会計は経理を担当し、資産を管理する。

**第七章　（顧問及び相談役）**

第１５条　本会は顧問、相談役を置く事ができる。

**第八章 　（会議）**

第１６条　本会の会議は、総会・理事会の２種とする。

総会は、これを定期総会と臨時総会とする。

第１７条　定期総会は毎年４月とし会長が招集し、臨時総会は役員が必要と認めた時、会長が召集する。総会は会員の過半数（委任状も出席者とみなす）の出席をもって成立する。

第1８条　会員の３分の２以上から、その理由を文章で示して臨時総会開催の要求があった場合は３０日以内に臨時総会を開催しなければならない。

第１９条　下記の事項は総会の議決又は承認を得なければならない。

1. 規約の変更

2. 収支決算及び事業報告、予算案および事業案

3. 基本財産の設定又は処分

4. 本会の解散

5. 会長は下記の事項に於いて総会に報告しなければならない。

（1）会務及び事業の概要

（2）会員総会における決議事項

6. その他

**第九章 （資産及び会計）**

第２０条　本会の資産は次の各項によって構成する。

1、会員の会費、負担金

2、寄付金、補助金

3、事業に伴う収入預金から生じる利子

4、その他の収入

第２１条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

第２２条　本会の会費、負担金の及び徴収方法は、総会の議決を経て定める。

第２３条　年度末に、余剰金の生じた時は、総会の議決を経てその全部もしくはその一部を翌年度に繰越するものとする。

第２４条　本会の年の歳入、歳出予算は年度開始前に総会の議決に附し歳入、歳出の決算は年度終了後１ヶ月以内にその年度末に財産（資産）目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を受ける事とする。

第２５条　本会の年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

**第十章 （規約の変更）**

第２６条　この規約を改正、改廃しようとする時は理事会の議を得て総会の3分の2以上の議決を得るものとする。

**第十一章 （解散及び財産処分）**

第２７条　本会の解散については、定期総会又は、臨時総会を以って、３分の２以上の議決を得るものとする。

第２８条　　解散したときの残金資産（財産）の処分については、定期総会又は臨時総会を以って諮り、３分の２以上の議決を得るものとする。

**第十二章（慶弔金及び見舞金）**

第２９条　本会の会員が逝去した場合弔慰金を支給する。

第３０条　本会の会員が病気あるいは，怪我で１週間以上入院した時には見舞金を支給する。

ただし、同一疾患にて１年間に数回入院をされた時には１度の見舞金とする。

第３１条　本会の会員が結婚及び，その他の慶事（会が認めた事）にさいしては，祝い金を支給する。

第３２条　本部役員本人が逝去または入院された場合に限り、交際の目的で弔慰金や見舞金を支出する事ができる。

**第十三章（雑則）**

第３３条　（1）本会の会員で功労、顕著な者、又は表彰に価する徳行のあった者は、役員会の決議を得て表彰する事が出来る。

（２）他の関連団体との交流、親睦を積極的に行うものとする。

**規約細則**

第１項　会費について

第五章の第８条による会費は次の通りとする。

①入会金は１６,０００円＋５,０００円とする（全鍼師会・県師会会費を含む）

②年会費　Ａ会員は２７,０００円

Ｂ会員は１９,０００円（1.年齢７５歳以上の会員と夫婦の会員は１人分）

【会費納入は全鍼師会に６月末に納入しなければいけないので本会もそれまでに納入することと、会員であることの確認を４月１日までに確認を取ること。】

第２項　会議

第八章の第１７条における委任状とは、書面並び口頭委任も認める。

第３項　　慶弔金及び見舞金

第十二章の第２９条・第３０条・第３１条における金額は、一律５,０００円とする。

この規約は２０１８年４月１日 改定